

文京区とソフトバンク株式会社の連携に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）とソフトバンク株式会社（以下「乙」という。）は、高齢者等におけるICTの利用等の促進に向けて相互に協力するため、次の条項により、連携に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に協力し、高齢者等におけるICTの利用等を促進することにより、デジタルデバイドの解消等を図り、もって安心して豊かに暮らし続けられる地域の実現に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携する。

- (1) 高齢者等におけるデジタルデバイドの解消に関すること。
- (2) デジタル活用の支援に向けた人材育成に関すること。
- (3) 地域のICT活用に向けた取組の推進に関すること。
- (4) デジタル化の推進に関すること。

（連絡調整窓口）

第3条 甲及び乙は、前条各号に掲げる事項の円滑な推進を図るため、それぞれに連絡調整窓口を設置し、適宜協議を行うものとする。

（協議事項）

第4条 甲及び乙は、本協定による連携の具体的な内容その他必要な事項について、その都度協議して定めるものとする。

（個人情報の保護）

第5条 甲及び乙は、本協定による連携に関連して知り得た情報について、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、適正に取り扱わなければならない。

2 前項の規定については、本協定の失効後においても、なおその効力を有するものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から令和5年3月31日までとする。

2 前項に規定する期間満了日の1月前までに、甲又は乙からの別段の意思表示がないときは、本協定の有効期間は当該期間満了日の翌日から同一の内容をもって1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項について疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、決定する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年8月8日

甲 東京都文京区春日一丁目16番21号

文京区

代表者 文京区長 成澤 廣修

乙 東京都港区海岸一丁目7番1号

ソフトバンク株式会社

代表者 執行役員 コンシューマ事業統括

営業第一本部 本部長 山崎 淳司